（（介護予防）訪問看護）

|  |
| --- |
| この運営規程（例）は、一例であり、記載の方法や内容については、事業所の運営方針等を考慮して作成してください。  　作成に当たっては、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号）」（以下「金沢市条例」という。）及び関係法令に定める内容を遵守してください。なお、備考に「必須項目」と記載されている項目は、金沢市条例において運営規程への記載が義務付けられています。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程（例） | 備考  ※［　］内は金沢市条例 |
| △△△訪問看護ステーション  （指定（介護予防）訪問看護事業）運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業においては、要介護状態、介護予防にあっては要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ３　事業においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、要支援状態にあたっては介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。  ４　事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ７　事業者は、事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。  ８　前７項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第46号）」「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第47号）」その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  ２　事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員であってはならない。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  (1) 名　称　△△△訪問看護ステーション  (2) 所在地　石川県金沢市○○町○丁目○番○号□ビル○階  ２　出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  　(1) 名　称　　△△△訪問看護ステーション　○○出張所  　(2) 所在地　　石川県金沢市○○町○丁目○番○号□ビル○階  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  (1) 管理者　看護師　１人（常勤職員）  従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定（介護予防）訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。  (2) 看護職員　○人以上（又は常勤換算で２．５以上）  看護師　○人（常勤　○人、非常勤　○人）  准看護師　○人（常勤　○人、非常勤　○人）  　看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき指定（介護予防）訪問看護の提供に当たる。  (3) 理学療法士　○人以上（常勤○人、非常勤○人）  （営業日及び営業時間）  第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  (1) 営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。  (2) 営業時間　午前○時から午後○時までとする。  (3) サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。  (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  （指定（介護予防）訪問看護の内容）  第７条　事業所で行う指定（介護予防）訪問看護の内容は次のとおりとする。  (1) （介護予防）訪問看護計画書の作成  　　　① 病状・障害の観察  ② 清拭・洗髪等による清潔の保持  ③ 食事および排泄等日常生活の世話  ④ 床ずれの予防・処置  ⑤ リハビリテーション  ⑥ ターミナルケア  ⑦ 認知症高齢者等の看護  ⑧ 療養生活や介護方法の指導  ⑨ カテーテル等の管理  ⑩ その他医師の指示による医療処置  (2) 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づく指定（介護予防）訪問看護  (3) 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成  （利用料等）  第８条　指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。  ２　法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）訪問看護に係る利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年２月10日厚生労働省告示第19号）又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年３月14日厚生省告示第127号）等によるものとし、法定代理受領サービスの利用料との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。  ３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。  (1) 事業所から片道○○キロメートル未満　　○○○円  (2) 事業所から片道○○キロメートル以上　　○○○円  ４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。  ５　指定（介護予防）訪問看護の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  ６　法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。  （通常の事業の実施地域）  第９条　通常の事業の実施地域は、金沢市、○○市、○○町の区域とする。  （緊急時等における対応方法）  第10条　看護師等は、指定（介護予防）訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。  ４　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （衛生管理等）  第11条　事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。  ２　事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。  ３　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。  (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。  (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。  (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。  （苦情処理）  第12条　事業者は、指定（介護予防）訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業者は、提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業者は、提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第13条　事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者は、看護師等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。  ３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。  （虐待防止に関する事項）  第14条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。  (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。  (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。  (3) 事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  (4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  （業務継続計画の策定等）  第15条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （地域との連携等）  第16条　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定（介護予防）訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第17条　事業者は、看護師等の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  (1) 採用時研修　採用後〇か月以内  (2) 継続研修　　年〇回  ２　事業者は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供をさせないものとする。  ３　事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成又は変更に関し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。  ４　事業者は、適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ５　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。  ６　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。  (1) 主治の医師による指示の文書  (2) （介護予防）訪問看護計画書  (3) （介護予防）訪問看護報告書  (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録  (5) 市町村への通知に係る記録  (6) 苦情の内容等の記録  (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。 | ・「＊＊＊」は、申請者名（法人名）を、「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・第１条は必須項目です。条文の内容は参考例です。  ［第78条第１項 ］  ・第２条は必須項目です。条文の内容は参考例です。  ［第65条第１項 ］  ・虐待の防止等の研修については、金沢市の独自基準により実施が義務付けられています。責任者の設置については、義務付けの適用に当たっては令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられているため、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。  ・第３条第２項は、金沢市の独自基準です。  ・第４条第２項について、出張所を設置する場合は、出張所の名称と所在地を記載してください。設置しない場合は記載不要です。  ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  ・第５条は必須項目です。  ［第66条第１項(1)（2）］  ・従業者の「員数」は、配置基準を満たす範囲において「○人以上」と記載しても差し支えありません。  ・その他、事務職員等を配置する場合は記載してください。  ・第６条は必須項目です。［第78条第１項(3) ］  ・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を、サービス提供時間は利用者にサービス提供可能な時間帯を記載してください。  (4)は必要に応じて記載してください。  ・第７条は必須項目です。  ［第73条第１項］  ・訪問看護の内容について記載してください。  ・内容については、あくまで例示ですので、事業所の実態に応じて記載してください。  ・第８条は必須項目です。  ［第71条第１項(4) ］  ・その他、次の額との間にも不合理な差額が生じないようにしてください。  ①健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第１項に規定する指定訪問看護に要する費用の額  ②高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第１項に規定する指定訪問看護に要する費用の額  ※指定介護予防訪問看護においては相当部分  ・交通費の徴収は、実費の範囲で設定してください。（徴収しない場合は記載不要です。）  ・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  ・第９条は必須項目です。  ［第78条第１項(5) ］  ・原則として、市町村単位で設定して下さい。市町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください  ・第10条は必須項目です。  ［第78条第１項(6) ］  ・第10条第１項は参考例です。事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。  ・第11条第３項について、義務付けの適用に当たっては、令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられていますが、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。  ・第14条は必須項目です。［第78条第１項(7) ］  ・金沢市の独自基準により、(3) 看護師等に対する研修の実施が義務付けられています。その他の事項については、義務付けの適用に当たっては令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられているため、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。  ・第15条各項について、義務付けの適用に当たっては、令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられていますが、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。  ・第16条については、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）訪問看護を提供する場合に限り、記載してください。  ・第17条は、必須項目です。  ［第78条第１項(8) ］事業所の実情に応じて記載してください。  ・記録の保存年限は、金沢市の条例により５年間と定められています。  ・「＊＊＊」は、申請者名（法人名）を記載してください。 |